

## 塩務局所の営繕における標準設計の手法：庁舎の等級区分に着目して

西山, 雄大  
九州大学大学院人間環境学府空間システム専攻：博士後期課程

末廣, 香織  
九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門：教授

<https://doi.org/10.15017/4769751>

---

出版情報：都市・建築学研究. 39, pp.39-49, 2021-01-15. 九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門  
バージョン：  
権利関係：

## 塩務局所の営繕における標準設計の手法 ～庁舎の等級区分に着目して～

### A Study on the Method of Standardization of the Salt Monopoly Bureau's Facilities with a Focus on Classification of the Office Buildings

西山雄大\*, 末廣香織\*\*

Yudai NISHIYAMA, Kaoru SUEHIRO

This paper focuses on the building of the Salt Monopoly Bureau designed by TSUMAKI Yorinaka and his associates in the Late Meiji Era. The study is aimed at clarifying the method of design standardization and grade classification system to build numerous facilities throughout Japan. (1) The L-shaped plan of sixth-grade office acted as a standard for the others, because it was a middle class of sub-branch office from the fourth to the eighth grade. (2) The plans of upper-grade offices were designed later by adding some rooms to the standard plan or enlarging each room. Various decorative elements were also attached. (3) Some slightly altered plans such as left-right reversed one were created, in order to adapt to various site conditions.

**Keywords:** *Building Section for Ministry of Finance, Yorinaka TSUMAKI, Plan Composition, Wooden Structure, Seiyō-kan*  
大蔵省臨時建築部, 妻木頼黄, 平面構成, 木造架構, 西洋館

#### 1. はじめに

##### 1-1. 研究の背景

塩務局は、日露戦争中の明治38(1905)年6月に施行された塩専売法を担う実施機関として開設された。内地産塩の鑑定と買上げのため、全国22箇所塩務局とその管下の出張所が設置されたが、多くが税務署や税務監督所内に併設され、新たに官衙として特設されたものはその一部100箇所程度に限られた。塩専売制度が廃止された現在でも、かつて産塩地が集中した瀬戸内海沿岸地域<sup>註1)</sup>を中心に、木造庁舎や塩倉、煉瓦造の文書庫が幾つか遺っており、地域の近代化遺産として注目されている。

兵庫・山口両県の近代化遺産調査報告書<sup>3), 6)</sup>では、庁舎外壁のドイツ下見板張りや窓台飾り、玄関庇の持送り等の細部意匠や室配置の類似性から、標準設計によるものと評価されている。前者執筆の足立裕司は、別稿で庁舎への等級の設定を指摘<sup>4)</sup>し標準設計との関連を示唆するが、その区分は単に坪数の大小に依るとの程度で理解されており、以降詳細な検証の対象とされていない。後者の福田東亜の調査は架構面にも及ぶが、標準設計の対象や手法については遺構相互間の外観意匠の類似点を中心に議論されるに止まる。近代化遺産としての評価に

際しては県毎に現存物中心に議論が展開される性質上、非現存の営繕成果まで含めて体系的に規模、平面及び立面構成に及ぶ標準化の実相を示したものは見られない。

##### 1-2. 研究の目的

本稿では、営繕活動の主体である大蔵省臨時建築部の編集による『大蔵省臨時建築部年報』<sup>註2)</sup>(以下、『年報』と略称)各巻から抽出した仕様や工事記録、写真資料や遺構とを比較する。主に庁舎の平面構成や外観意匠、構法の各観点からその特質を整理し、施設群の短期速成と量の供給、官衙の体裁をとともに満たすよう要求された塩務局所の営繕における設計標準化の全体像を明らかにする。遺構を含む断片的な史資料を照合する際の手がかりとして、庁舎を特徴付ける等級区分に着目し、設計の一手法としての営繕への寄与についても検討を加える。

なお、「標準設計」とは広義には「その組織の到達すべき規範や実施すべき規格を具体的に明示して判断のよりどころとする手法」との理解<sup>2), 註3)</sup>が一般化している。本研究でもその立場から「標準化」について検討する。

##### 1-3. 研究の対象と依拠資料

本稿で取り上げる「塩務局所新営工事」で建設された数多くの施設群の内、2020年10月時点で筆者が庁舎の現存を確認し得たのは赤穂塩務局(兵庫県赤穂市加里屋)の他、網干(兵庫県姫路市網干区新在家)・山田(岡山県玉野市山田)・長府(山口県下関市王司本町6丁目)・小松志佐(山口県周防

\* 空間システム専攻博士後期課程

\*\* 都市・建築学部門

【塩務局及び出張所の現存庁舎及び附属施設】<sup>註5)</sup>



写真1 赤穂三等庁舎 (現 赤穂市立民俗資料館)



写真2 イオニア風柱頭飾 (局長用玄関脇)



写真3 ハンマービーム (2階監視課室)



写真4 附属文書庫



写真5 現存塩庫群 (現 赤穂あらなみ塩KK)



写真6 網干六等庁舎 (現 東京電機工業KK本社屋)

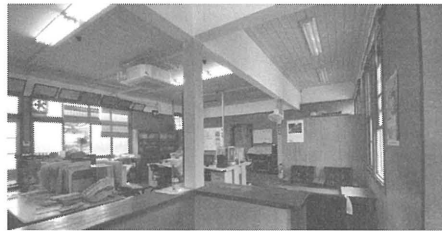


写真7 網干庁舎の内観現況 (窓口から事務室)

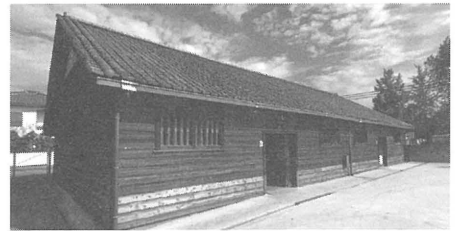


写真8 網干の現存塩庫 (現 東京電機工業KK作業場)



写真9 山田六等庁舎 (現 ミニデイサロンしおさい)



写真10 長府(王司)六等庁舎 (現 宇部西公民館)



写真11 小松志佐六等庁舎 (旧 大島歴史民俗資料館)

大島町小松開作)の各出張所を合わせた計5例<sup>註4)</sup>である。その他、津屋崎(福岡県福津市津屋崎4丁目)・佐々(長崎県北松浦郡佐々町小浦免)・姫島(大分県東国東郡姫島村北)・伯方(愛媛県今治市伯方町木浦)の各出張所跡には文書庫が現存するが、今回は対象外とした。本研究では現存庁舎5例全ての現地踏査を行った他、現所有者の協力を得られた旧網干出張所に関しては庁舎及び塩倉の小屋組架構を簡易実測した。非現存の庁舎に関しても、各地の郷土資料の渉猟により数例の往時の外観写真を蒐集できた。

塩務局の本建築に先立ち間に合わせのために施工された「塩専売所仮建物新営工事」(以下、仮工事)も「塩務局所新営工事」の前史として注目し対象に含めた。同仮工事は竣工直後から本建築による更新の準備が進められたために供用期間が2,3年程度と短く、史資料が限られることもあり従来殆ど顧みられていない。営繕の概要や庁舎の等級区分、構法に関しては『臨時煙草製造準備局成蹟一斑第二編建築部』(大蔵省臨時建築部 編,1906年3月発行。以下、『成蹟一斑(製)』と略)により把握することができる。

なお、先述の『年報』は明治41年度の営繕内容を纏めた第一以降毎年度発行されたが、第四から第五の刊行まで5年の空白がある。第四に記載の明治44年度分迄に大部分の営繕は完了しているものの、一部それ以降に竣工した出張所工事に関しては欠落とせざるを得なかった。また、塩専売制全般に関する基礎資料の一つとして知られる『塩専売史』(専売局 編,1914年3月)にも局及び

出張所の等級区分表が掲載される(表3として後掲)が、『年報』記載の竣工記録とは一部符合しない。本研究では、庁舎の等級区分の設定根拠や室の構成など、記載内容の具体性に鑑みて『年報』の記事に依拠することとした。

## 2. 塩専売所仮建物の営繕

### 2-1. 工事の概略

塩専売法施行に際しては、差し当たり各地の民有建物を借り上げて充当する方針に決したが、「一時的假建物ノ新営ヲ要スルモノ五十六箇所此ノ坪数約二萬坪」に上った。そのため施行当年の2月に建築費予算の配賦を受け、約4ヶ月間という短期間での営繕が求められた。大蔵省主税局による敷地の選定や借上手続きと並行して、『成蹟一斑(製)』に「晝夜兼行ヲ以テ」と記される強行軍で仮庁舎・仮貯塩庫・上家・倉庫夫控所などが設計された。その際「本建築ノ竣工ニ至ル迄ノ間ニ要スル一時的假設備」であることが強く意識され、「構造ヲ簡易輕便トシ工費ノ節約」が図られた。地方における建築材料の流通状況への配慮もあり、掘立柱・草葺屋根・紙張障子油引・砂利敷簀子床など「従来民間ニ於ケル一般貯鹽庫ノ設備ニ倣」った「實用經濟」本位の選択がなされた。

### 2-2. 仮建物の仕様と構法

基礎を打設せず掘立柱を用いる手法は、日清戦争中の明治27(1894)年に妻木頼黄らが手がけた広島臨時仮議事堂との共通点として指摘できる。同議事堂は第7回帝国議会の開期中(10月18-22日)のみの供用を想定されたこ

年	月	塩専売制の沿革 / 関連事項	営繕関連
明治31(1898)		塩業調査会：農商務大臣大石正巳が、塩業改良方策樹立のため専売制実施も差し支えなしと講演	
32(1899)		塩業大会：大阪塩問屋代表塩川菊松から専売実施の建議案提出、多喜浜塩業者藤田達芳は塩田国有論を主張	
36(1903)	10	粗製樟脳樟脳油専売法施行：内地台湾共通の専売制	樟脳事務局5箇所を設置。うち、神戸・福岡に特設
37(1904)	2	対露開戦：臨時軍事費支弁のため専売制度の拡大導入が議論される	
	4		臨時煙草製造準備局建築部発足 ：長官-阪谷芳郎、建築部長-妻木頼黄
	7	煙草専売法施行：従来の葉煙草専売から製造専売へ	
		東京の塩問屋・塩商人層は塩専売反対同盟会を結成、専売制反対を主張	
38(1905)	2		塩専売所仮建物新営工事の開始
	6	塩専売法施行	
	9		大蔵省臨時建築部発足：部長-妻木頼黄 塩務局所新営工事に着手、明治43年度まで
40(1907)	9	専売局官制制定：葉煙草専売局・樟脳事務局・塩務局を統合し専売局発足	
43(1910)		第一次塩業整備：生産効率に劣る塩田1,755.5haを廃止	
大正 1(1912)	6		大臣官房臨時建築課に規模縮小：課長-妻木頼黄
	2(1913)		妻木、課長を退き技術顧問に。丹羽鋤彦が課長就任
	8(1919)	塩専売制の転換：「収益専売」から「公益専売」へ、技術向上を基礎とした塩業の保護育成	
昭和 4(1929)		第二次塩業整備：塩製造人1,568人と塩田1,159.1haを廃止。塩田面積は4,534.1haに	
24(1949)	6	日本専売公社設立	
34(1959)		第三次塩業整備：入浜式塩田から流下式塩田への転換。2,005haの塩田を廃止、2,961haが残存	
46(1971)		第四次塩業整備：採かん工程をすべてイオン交換膜方式に転換し製塩工程全体が装置産業化	
60(1985)	4	日本たばこ産業株式会社設立	
平成 9(1997)	4	塩専売制度廃止	

表1 塩専売略史<sup>註6)</sup>

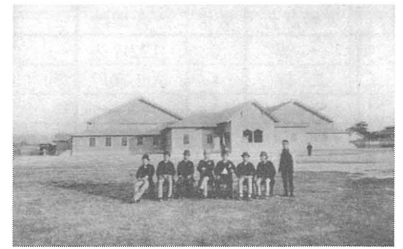


写真12 広島臨時仮議事堂全景<sup>註7)</sup>

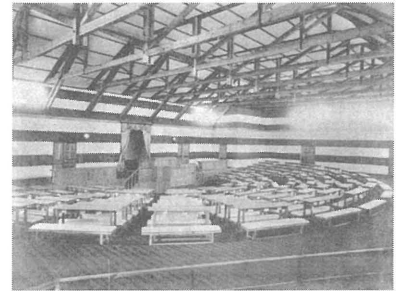


写真13 同貴族院議場の内観<sup>註7)</sup>

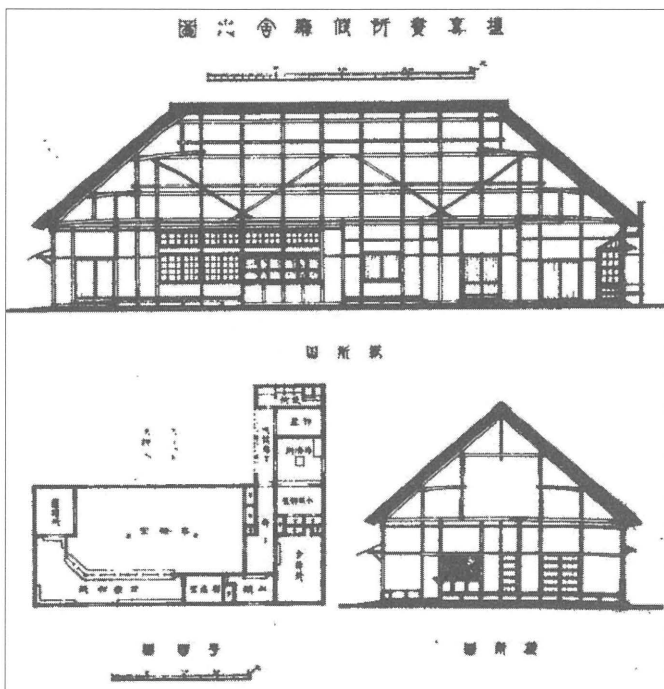


図1 塩専賣所假廳舎之圖（『成蹟一斑（製）』掲載）

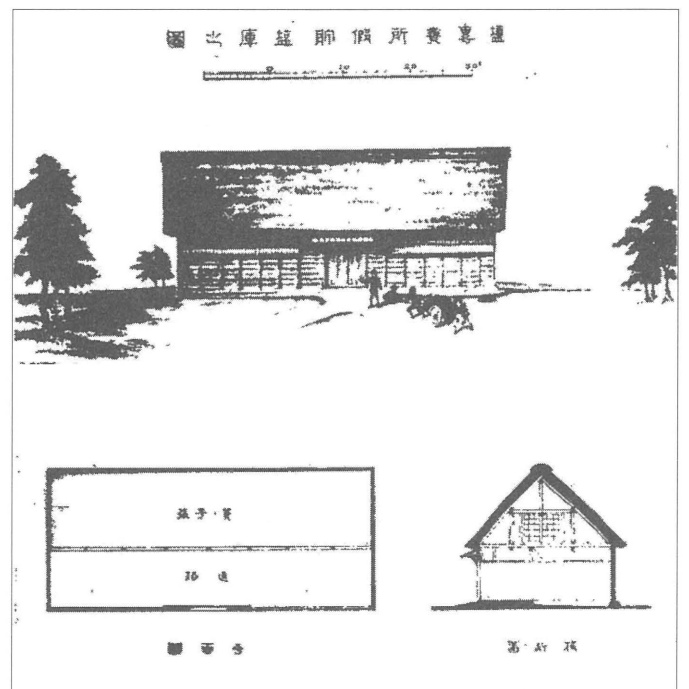


図2 塩専賣所假貯塩庫之圖（『成蹟一斑（製）』掲載）

とから工期短縮を最優先して掘立柱の採用に至ったが、堅牢な仕上がりにより明治31(1898)年まで陸軍関連の施設として使用された経緯があった。妻木は造家学会での議事堂建設に関する講演<sup>註8)</sup>で強風に対する構造補強に触れているが、塩専売所の仮工事における掘立柱採用の理由の一つに海浜の強風をあげている。工期短縮と耐風という、共通する二つの与条件から、広島での施工例を踏襲したと思われる。ただし、臨時仮議事堂では貴衆両院議場の小屋組は大スパンを無柱とする必要があったこと、さらに天井仕上げ省略による工期短縮のために小屋組現わしとされたこともあり、トラス架構が採用された。塩専売所仮建物においては可能な限りの簡略化が図られ

た結果、全建物が地方大工が慣熟する和小屋組とされた点は異なっている。

屋根は施工費抑制と材料調達の便非から瓦葺ではなく草葺（「萱葺」表記も混在）とされた。塩専売所の立地が市街地から隔絶した海浜地であり火災時の延焼リスクが限られる点と、貯蔵塩は焼損の恐れが無いことが根拠にあげられる。この時、敷地周囲が人家稠密であることを理由に、高松のみ「鉾力板葺」が使用された。供用開始までの期間の短さから、構法や材料の選定に関しては機能性を確保しながらも仮設故の思い切った判断が見て取れる一方で、庁舎や貯塩庫の外観の意匠性については殆ど顧慮された形跡は見られない。

等級区分	数量	庁舎坪数	庁舎以外の施設	局 所 名
一 等	0	122坪※	-	-
二 等	4	102.50坪	倉, 上21.0坪, 控7.5坪, 便	撫養, 中關, 阪出, 大鹽
三 等	1	-	倉, 上21.0坪, 控7.5坪, 便	赤穂
四 等	2	85.75坪	倉, 上21.0坪, 控7.5坪, 便	湯元, 味野
五 等	10	62.75坪	倉, 上12.0坪, 控7.5坪, 便	平生, 松永, 秋穂(浦), 竹原, 吉田, 高松, 山田, 西伯方, 且比, 詫間
六 等	11		倉, 上12.0坪, 控4.5/6.0坪, 便	小松志佐, 下松, 小波瀬, 西市來, 福川, 牛窓, 腹赤, 飯田, 徳島, 波止濱, 多喜濱
七 等	8	42.25坪	倉, 上12.0坪, 控4.5坪, 便	鏡, 長府, 東黒部, 三里, 姫島, 東大分, 津屋崎, 阿村
八 等	4		倉, 上6.0坪, 控3.0坪, 便	蒲郡, 喜々津, 三津濱, 神社
九 等	1	-	倉, 上12.0坪, 控4.5坪, 便	新濱
十 等	5	27.00坪	倉, 上12.0坪, 控4.5坪, 便	柳井津, 鳴門, 秋穂(青江), 西浦, 岡山
十一等	8		上12.0/6.0坪, 控4.5/5.0坪, 便	本渡, 中村(福島県), 見能林, 松原, 白濱, 静波, 盛口, 曾根
等 外	2	-	上12.0坪, 控3.0坪, 便	安藝, 中村

註 記 倉: 仮倉庫, 上: 上家, 控: 倉庫夫控所, 便: 倉庫夫外人便所, 巡: 巡視控所(増設工事) / 下線付きの局所は庁舎なし  
 ※一等庁舎の坪数は『成蹟一斑(製)』に記載が無く、『第一回塩専売事業年報』(大蔵省主税局 編, 1906月10月)P.13から引用した。

表 2 塩専売所仮建物の等級区分(『成蹟一斑(製)』より集計) 註6)

### 2-3. 仮庁舎の等級区分

仮庁舎の平面計画においては、事務室と公衆控所を「銀行風」の受付口で画し、書類授受や応接を想定した構成とされた。この実用重視の姿勢は、「従来官廳ノ事務室ヲ深く構内ノ奥所ニ置キ徒ニ威厳ヲ装フ如キ陋風ナキヲ旨トシ」たと説明される。分析室・小使室・湯沸所・物置場を設けるほか、さらに一等から三等庁舎には応接室と宿直室が、塩務局所在地庁舎には局長室が備えられた。

表 2 の通り、等級区分は 11 等級に等外を加えた計 12 段階にも及ぶ細かな設定である。ただ、庁舎自体は建設実績の無い一等・三等・九等・等外を除いて実質的に 5 段階から成る。庁舎に加えて上家や倉庫夫控所などの附属施設の坪数の組み合わせによって、区分が実現された。施工実績は五等から七等の中位等級にやや集中するもの上下に満遍なく分布する。等級区分を大まかにして本来必要な規模に比べ余裕を見込んだ坪数の施設を当てがうよりも、細かな区分を設定した方が材料費の上からも無駄なく合理的と判断されたのだろう。供用期間の限られた仮建物であることから、過剰な設備投資を嫌い、各局所に必要十分な規模の営繕を意図した結果として細かな等級設定に至ったと考えるのが説得的であろう。

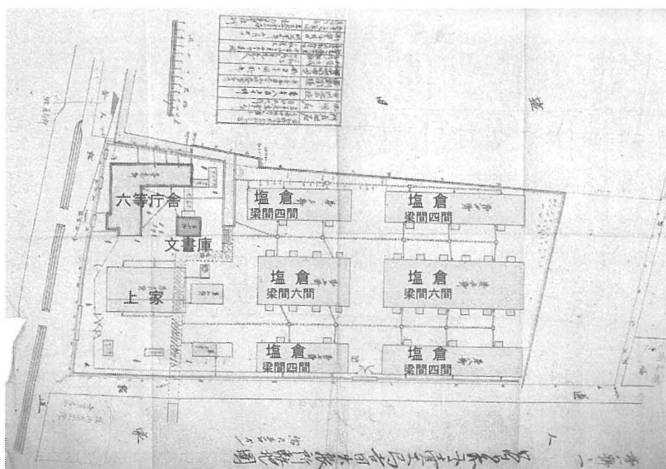


図 3 塩務局出張所の構内配置例(吉田)<sup>9)</sup>(※建物名称は筆者加筆。)

### 3. 塩務局所の営繕

#### 3-1. 工事の概略と仕様

「一時的假設備」として急造された塩専売所仮建物の「其設備ヲ完全ニスル爲本工事ヲ起スノ必要アリ」として、臨時煙草製造準備局建築部の廃止後に建築事務と人材を継承した大蔵省臨時建築部によって本工事が着手された。様式選択について一切言及の無かった仮工事と異なり、「建物ノ排列部室ノ配置及外観ノ容姿等ハ専ラ洋式ニ據レリ」とされ、外観容姿だけでなく平面及び配置計画まで操業上合理的な洋式の採用が強調される。とくに、庁舎外観を洋式とすることについては「時勢ノ推移ニ伴フ適切ナル様式ト認メタレバナリ」とある。しかし一方で、「隠蔽セラルヘキ屋背ノ如キハ和式」とされ、引き続き地方大工の慣れ親しんだ在来構法を採る利点も説かれる。木造の庁舎・塩倉(梁間六間と四間の二種)・上家(甲・乙・丙の三種)から成る大まかな局所構成は仮工事と同様だが、書類や帳簿の保管用に文書庫が加えられ、「防火の設備ヲ要スル」ため煉瓦造で建設された。

等級区分	数量	局 所 名	
本 局	1		
一 等	0		
二 等	4	大鹽, 中ノ關, 阪出, 撫養	
三 等	1	赤穂	
四 等	3	味野, 宇多津, 湯元	
局・出張所	五 等	13	飯田, 吉田, 山田, 且比, 松永, 尾道, 瀬戸田, 竹原, 平生, 秋穂, 高松, 詫間, 西伯方
六 等	12	行徳, 牛窓, 寄島, 小松志佐, 下松, 福川, 多喜濱, 波止濱, 徳島, 小波瀬, 杵築, 腹赤	
七 等	15	東黒部, 網干, 長府, 引田, 三里, 津屋崎, 和田, 高田, 姫島, 東大分, 鏡, 阿村, 早岐, 加治木, 垂水	
八 等	15	氣仙沼, 宇出津, 輪島, 羽咋, 豊橋, 蒲郡, 神社, 紀三井寺, 三津濱, 水俣, 喜々津, 西市來, 指宿, 鹿兒島, 福島	
九 等	1	新濱	
倉庫事務所	十 等	6	柳井津, 西浦, 秋穂村内青江, 津倉, 岡山, 鳴門
十一等	26	中村(福島県), 石巻, 野蒜, 川崎, 半田, 福山, 早田原, 廿日市, 新港, 豊西上, 菱海, 松原, 草壁, 仁尾, 盛口, 見能林, 西角田, 佐伯, 前原, 本渡, 伊万里, 佐々, 阿久根, 細田, 東南方, 廣瀬	
等 外	4	土庄, 安藝, 中村(高知県), 那覇	

註 記 表外に「爾後前記ノ外, 蒲原・大谷・白濱・玉島・曾根・秋穂二島・林市・喜久・東南方ノ九箇所ニモ取扱所ヲ分置スルコトヲ決定」と記載。

表 3 従来知られる塩務局所の等級区分(『塩専売史』より) 註9)



等級区分	数量	局 所 名	竣工順	
局	一等	1 阪出		
	二等	2 三田尻, 撫養	II-i	
	不明	1 味野(17●,000坪/一の位判読不能)	II-i	
	三等	1 赤穂	II-ii	
	-	1 尾道(庁舎面積記載なし)	-	
出張所/倉庫事務所	特種級	1 高松[阪]	II-ii	
	四等	0 -	-	
	五等	8 詫間[阪], 伯方(東伯方)[阪] 日比[味], 松永[尾], 竹原[尾], 宇多津[阪], 牟禮[阪], 林田[阪]	I II-i	
	六等	40 静波[横], 喜々津[長], 早岐[長], 半田[名], 吉田[名], 石巻(渡波)[仙], 中村[仙], 飯田[金], 網干[赤], 瀬戸田[尾], 小松志佐[三], 引田[阪], 徳島[撫], 富岡(見能林)[撫], 撫養(瀬戸)[撫], 三里[撫], 腹赤[熊], 津屋崎[熊], 小波瀬[熊], 高田[熊], 杵築[熊], 和田[熊] 新濱[赤], 壺島[味], 山田[味], 牛窓[味], 秋穂[三], 王司(長府)[三], 平生[三], 瀧元[坂], 多喜濱[阪], 三津濱[阪], 鹿兒島[鹿], 垂水[鹿], 加治木[鹿], 西市來[鹿] 福島[鹿] 大鹽[赤](56,000坪), 高知[撫](60,000坪/附属便所3,000坪), 波止濱[阪](57,000坪)	I II-i II-ii IV	
	七等	37 紀三井寺[大], 早岐(佐々)[長], 伊萬里[長], 蒲郡(鹽津)[名], 豊橋(田原)[名], 東黒部[名], 神社[名], 輪島[金], 宇出津[金], 大谷[金], 二十日市[尾], 平生(曾根)[三], 三田尻(西泊)[三] 土庄[阪], 土庄(草壁)[坂], 鏡(文政)[熊], 水俣[熊], 阿村(柳浦)[熊], 町山口(本渡)[熊], 前原[熊], 姫島[熊], 東大分[熊] 羽咋[金], 玉島[味], 日置(菱海)[三], 豊西上[三], 新港[三], 安藝[撫], 中村[撫], 佐伯[熊], 東國分(加治木)[鹿], 阿久根(出水)[鹿], 東國分(加治木)[鹿], 阿久根(出水)[鹿], 喜入(指宿)[鹿], 東南方(知覧)[鹿] 福山[味] 名古屋[名]	I II-i II-ii IV	
	八等	9 石巻(野蒜)[仙], 引田(松原)[坂], 鏡(不知火)[熊], 小波瀬(曾根)[熊], 大崎(竹原)[尾] 早田原(竹原)[尾], 岡山(伯方)[阪], 津倉(伯方)[阪], 高家(和田)[熊]	I II-i	
	庁舎記載なし	4 二島(秋穂)[三], 那覇[鹿], 静岡[横] 瀬戸[撫]	II-i II-ii	
	年報非掲載の特設出張所	行徳[東], 白濱[赤], 下松[三], 四浦[三], 小野田[三]	※『第一回・第二回 塩専売事業年報』(大蔵省主税局編, 1906・1907)より補足。	
	註記	[東]:東京, [横]:横浜, [大]:大阪, [長]:長崎, [名]:名古屋, [仙]:仙臺, [金]:金澤, [赤]:赤穂, [味]:味野, [尾]:尾道, [三]:三田尻, [阪]:阪出, [撫]:撫養, [熊]:熊本, [鹿]:鹿兒島 局所所在地名の表記は原文に従った。ゴシック体表記の局所は庁舎が現存するもの, 下線付きの局所は庁舎の写真資料を入手できたもの。 『年報』各巻の「鹽務局所新營工事竣工一覧表」より集計。右欄ローマ数字は, 庁舎竣工の掲載巻号を示す。(i は第一編, ii は第二編。)		

表4 塩務局庁舎の等級区分(『年報 第一・二・四』より集計)<sup>註6)</sup>

### 3-2. 庁舎の等級区分と基準平面

『年報』記載の工事記録の集計(表4)によると, 庁舎は8等級に特種級(高松のみ)を加えた計9段階に区分される。仮工事では施工実数が全等級に広く散布したのに対し, 本工事では六等及び七等に過半の集中が見られる。

その室構成は基本的に仮庁舎のものを継承し, 事務室と公衆室の間を窓口で界し, 全体として「矩折型」の平面形状を成す。さらに, 分析室に天秤室と乾燥室が加えられ, 半屋外廊下に面して直列に並べられる。ただし, 『年報』掲載図(図4, 図5)と現存遺構の平面(図6)を比較すると, 間仕切壁の位置など多少の差異がある。とくに網干と長府, 小松志佐に共通して, 予備室と応接室, 分析室と乾燥室が一室とされた点が目につく。竣工後の改変の可能性も否定できないが, 現場の要望を元に標準図を修正し, 室の過度な分割を取り止めた可能性もある。

供給面に着目すると, 最も建設数の多い六等庁舎を基準として室の付加削減や広狭によって上下の等級の平面が作成された点を指摘できる。六等が基準平面とされた主要因としては, 四等から八等の出張所庁舎のちょうど中間に当たる六等が, 上下等級への拡張縮小の基本形として設計上最も合理的で好都合だったことが考えられる。現存する赤穂の三等庁舎を見る限り, 局用の上位庁舎も基本的な平面構成を共有するものの, 供給数のごく限られることから, 平面基準を策定する際には顧慮され

なかったようである。下位等級の出張所庁舎の平面を拡充させる形で上位の庁舎が整備されたことが, 戦前期の官衙建築の基本形である「左右対称の平立面」という典型的構成からの逸脱に至った要因と見ることができる。

また, 敷地形状や周辺条件に合わせて, 標準図を左右反転したのや半屋外廊下沿いの諸室を手前側に配置したの等の変型平面が施工されたことがわかる。方位を特定できた事例は限られるものの, 全体としては分析室を北面配置する傾向が窺える。断定はできないが, 正確な塩質鑑定のために安定した北側採光を図った可能性を指摘できる。庁舎の屋根伏せや立面構成は, 平面形の反転に追従させる格好で形状操作が加えられている。

寸法体系は910mmグリッドの尺貫法で, 基準形の六等庁舎平面においてとくに明瞭である。諸室の面積や縦横比を微調整する必要があったためか, 七等及び八等庁舎の平面図では一部に間崩れが見られる。

なお, 等級区分の対象はあくまで庁舎に限定される。局所全体の営繕に目を向けると, 等級区分を設定したそもその理由として, 計画最初期の概算把握が考えられる。表3と表4の内容齟齬も, 主税局作成の前者は予算編成用の仮案, 後者が実施案と考えれば説明がつく。

### 3-3. 庁舎の意匠と構法

庁舎の外観は, ドイツ下見板張りの大壁に明色のペンキ塗り仕上げで棧瓦葺きの屋根を冠する。縦長の上げ下

等級区分	庁舎坪数	標準人員	最多人員	最小人員	室構成	
局	一等	200.833坪	80	96	-	三等庁舎ノ各室ヲ稍ヤ廣大ニシタルノミ
	二等	172.375坪	60	61	59	
	三等	142.250坪	40	46	36	六等庁舎ノ各室ヲ廣大ニシ別ニ人民控所一室銀行員派遣所一室ヲ特設シ且ツ一部ヲ二階建トシ之ヲ会議室階段ノ間及ビ廊下ニ區劃セリ
出張所/倉庫事務所	特種級	-	-	-	-	出張所トシテ整備スベキ各室ニ門衛所, 上家ヲ加増シ稍ヤ建坪ヲ廣大ニシ, 上家ヲ平屋建テ他ヲ木造二階建テ
	四等	-	30	34	-	
	五等	78.25坪	22	21	17	六等庁舎ニ比スレバ各室ヲ稍廣大ニシ人民控所ノ一室ヲ設置シタルノ差アルノミ
	六等	57.50坪	13	16	9	事務室, 応接室, 予備室, 公衆室, 天秤室, 分析室, 乾燥室, 物置, 小使室, 湯沸室, 宿直室, 廊下
	七等	29.00坪	6	8	2	事務室, 公衆室, 天秤室, 分析室, 乾燥室, 物置, 小使室, 湯沸室, 宿直室, 廊下
	八等	19.375坪	-	-	-	事務室, 公衆室, 乾燥室, 物置, 小使室, 湯沸室, 宿直室, 廊下

註記 斜体字の箇所は『年報』各巻中の「建築物ノ種類及構造」よりの引用。

表5 塩務局庁舎の各等級の規模と構成（『年報 第一・二・四』より）註6)

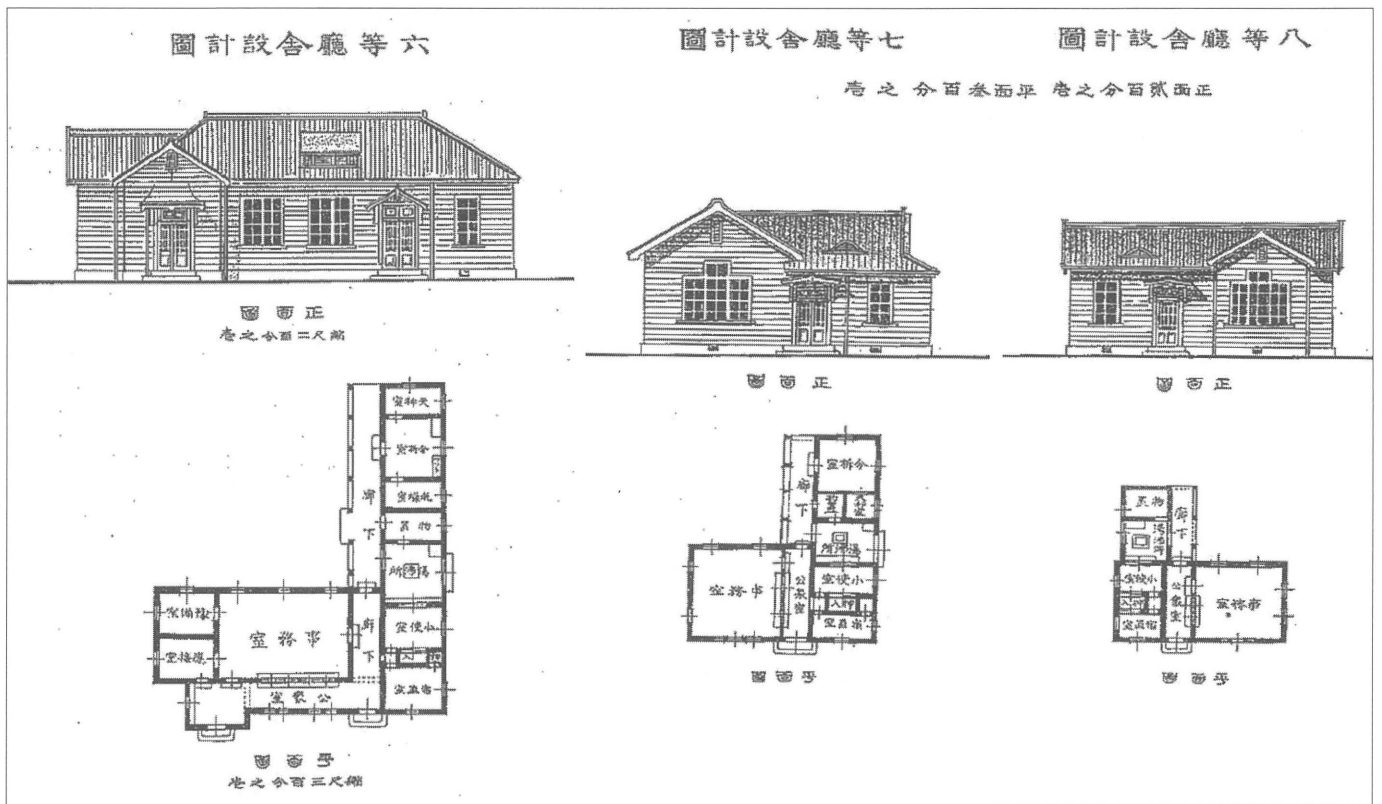


図4 『年報 第一』掲載の庁舎設計図（左から六等・七等・八等）

（※正面圖の原縮尺 1/200, 平面圖の原縮尺 1/300 を縮小）

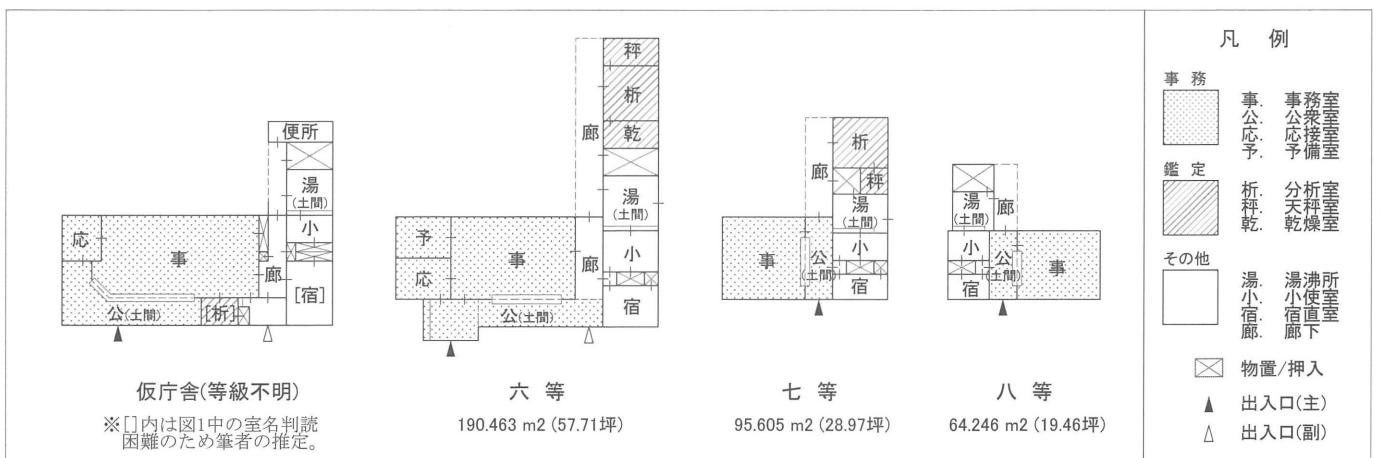
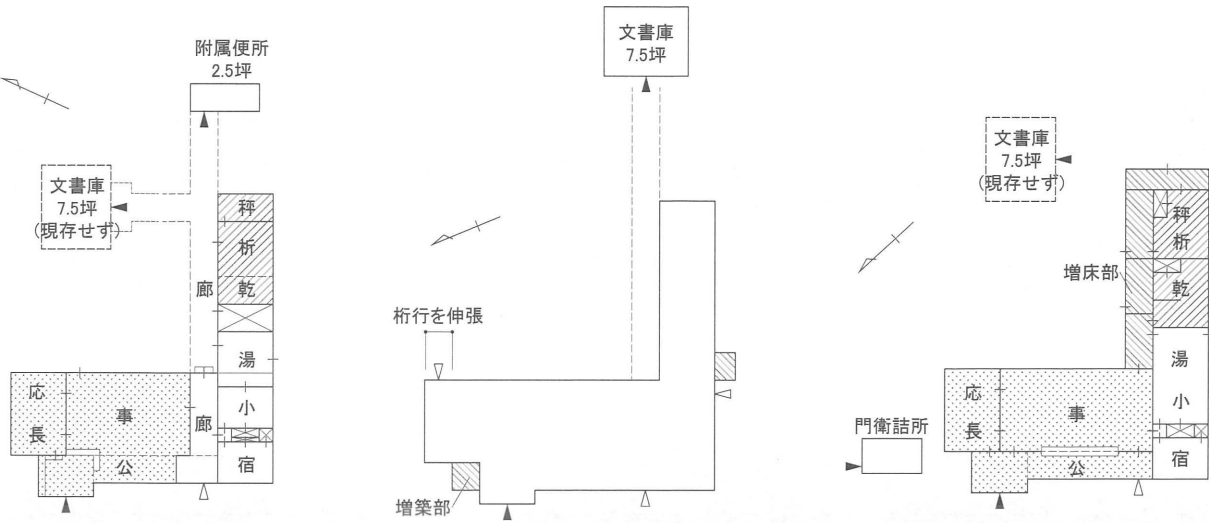


図5 庁舎平面標準図の室構成（縮尺 1/500）註6)

『大蔵省臨時建築部年報 第一』掲載図と同一型



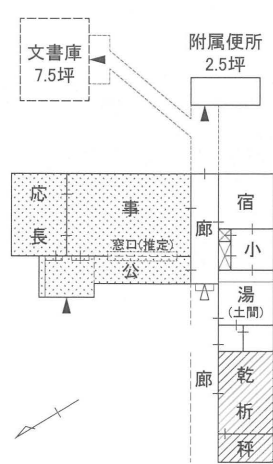
網干出張所 六等庁舎(現況)

山田出張所 六等庁舎(現況)

王司(長府)出張所 六等庁舎(現況)

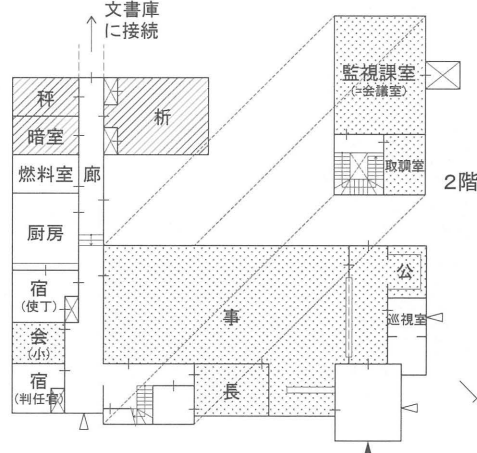
※参考文献2) p.132 「4 宇部西公民館 平面図」に基づいて作成。

掲載図と逆矩折型



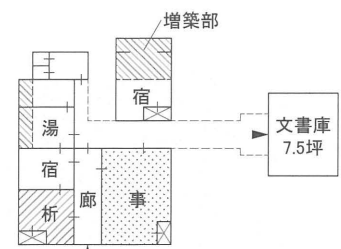
小松志佐出張所 六等庁舎(現況)

上位 / 下位等級庁舎への展開



※参考文献7) p.111 「赤穂塩務局庁舎平面図」を参考に作成。

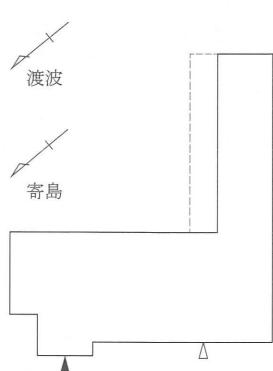
赤穂塩務局 三等庁舎(現況) 1階



※参考文献2) p.133 「5 大楽邸 平面図」に基づいて作成。2006年に取り壊し。

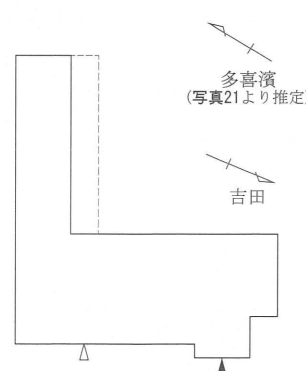
秋穂二島(長浜)出張所 等外庁舎

掲載図と同一型



新濱/渡波/寄島 出張所 六等庁舎

掲載図と左右反転型



多喜濱/吉田 出張所 六等庁舎

凡例

※室名表記は旧称。

事務  
 事 事務室  
 公 事務接合室  
 長 事務長室  
 会 事務所長会議室

鑑定  
 折 分析室  
 秤 秤室  
 乾 乾燥室

その他  
 湯 湯所室  
 小 湯使直室  
 宿 小宿直室  
 廊 廊下

☒ 物置/押入  
 ▨ 増築/増床部分

▲ 出入口(主)  
 △ 出入口(副)

※現存しないが、写真資料等から平面の概形を推定できたもの。

図6 庁舎平面の構成と類型 (縮尺 1/500) 註6)



【各等級の非現存庁舎の外観】

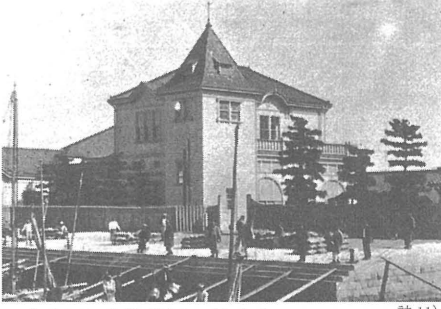


写真 14 阪出塩務局一等庁舎 (大正 11 年頃) 註 11)

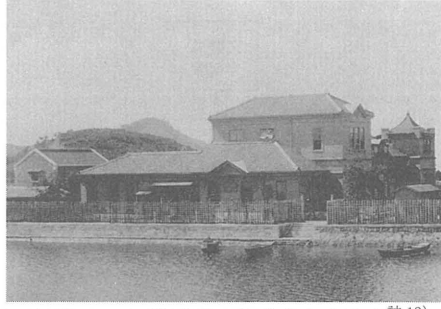


写真 15 三田尻塩務局二等庁舎と文書庫 註 12)



写真 16 撫養塩務局二等庁舎 (大正初期) 註 13)



写真 17 尾道塩務局等級不明 (昭和 13 年頃) 註 14)



写真 18 竹原出張所五等庁舎 (昭和 2 年頃) 註 15)



写真 19 吉田出張所六等庁舎 (昭和初期)<sup>9)</sup>

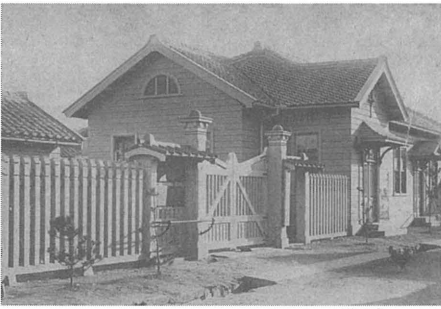


写真 20 石巻 (渡波) 出張所六等庁舎 註 16)



写真 21 新濱出張所六等庁舎 (『年報 第一』掲載)



写真 22 寄島出張所六等庁舎 (昭和 30 年頃) 註 17)



写真 23 多喜浜出張所六等庁舎 註 18)

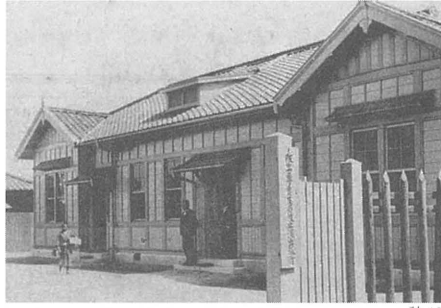


写真 24 波止濱出張所六等庁舎 (大正初期) 註 19)

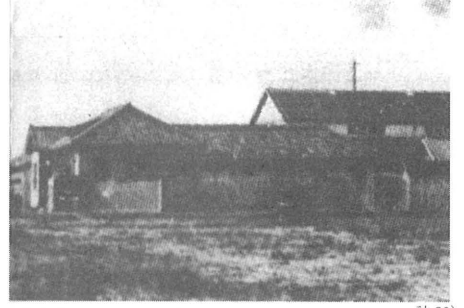


写真 25 下松出張所六等庁舎 (大正 13 年頃) 註 20)



写真 26 喜入 (指宿) 出張所七等庁舎 (昭和初期) 註 21)



写真 27 岡山 (伯方) 出張所八等庁舎<sup>5)</sup>



写真 28 秋穂二島 (長浜) 等外庁舎と文書庫<sup>3)</sup>

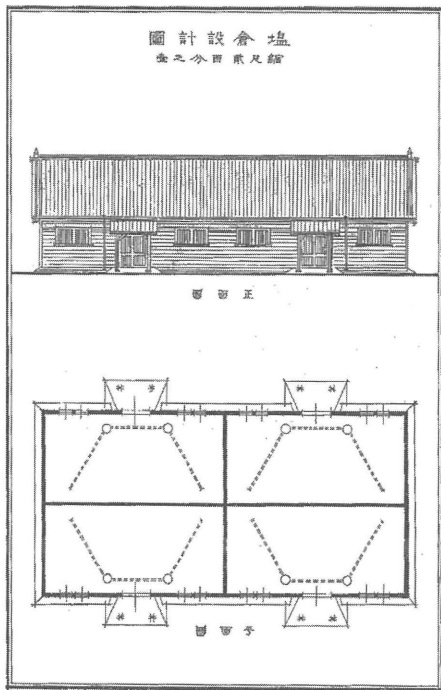


図7 塩倉設計圖（梁間六間）

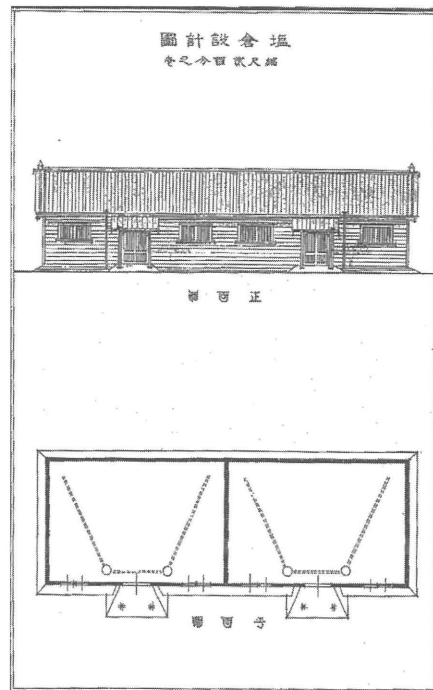


図8 塩倉設計圖（梁間四間）

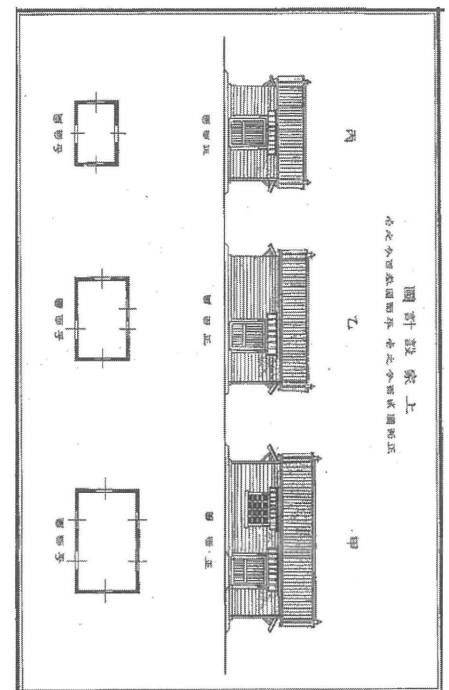


図9 上家設計圖（甲・乙・丙）

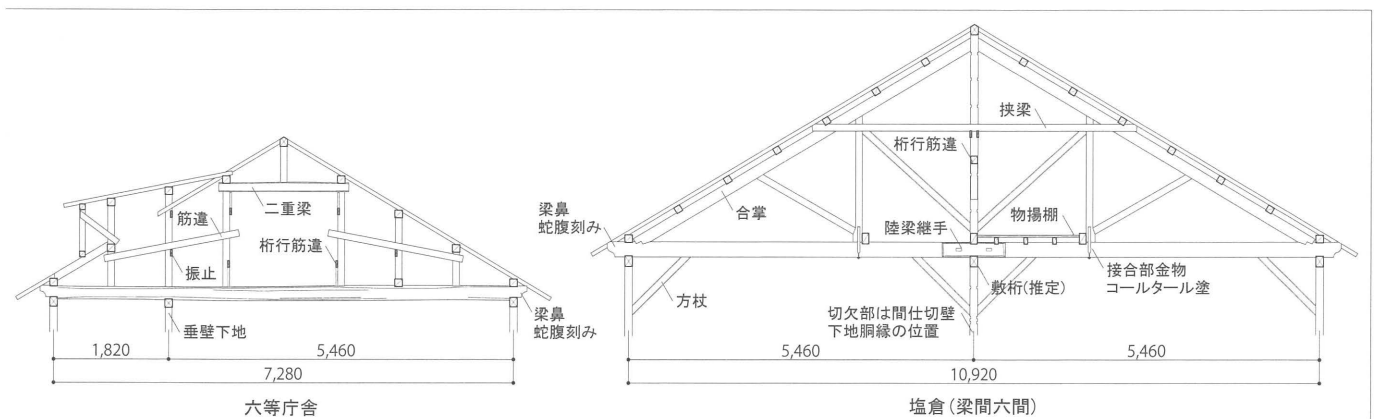


図10 網干出張所の主要現存施設の小屋組図（縮尺 1/120）<sup>註6)</sup>

げ窓や玄関底の持送り、妻面の小屋裏換気口やドーマー窓などの各細部意匠の組み合わせにより瀟洒な洋風に纏められている。庁舎以外の外壁の南京下見板張りにはペンキ塗りは施されず、外観上明確に差異化<sup>註10)</sup>される。

現存する六等庁舎の軒高はいずれも4m程度あり、明色塗装の外装と相まって、塩田の広がる海浜地では平屋建ての出張所でも十分に目立つ存在であったろう。塩務局は単なる塩の買上げ窓口ではなく、塩業全般に係る監督指導を司る強力な権限を有する機関でもあったことから、国家の統制が全国の塩田に遍及んだ視覚的な象徴として、洋風の装いが効果的に機能したと想像できる。

図10に示すように網干の現存庁舎は和小屋組に斜材補強を施した架構であり、長府と小松志佐に関する福田の報告内容<sup>3)</sup>と細部に至るまで一致する。他方、天井を張らない塩倉はトラス架構で、方杖や火打梁に加えて挟

梁で束材を前後からボルト締めする堅固な構法をとる。斜材と金物による木造耐震化は震災予防調査会も提唱しており、それ自体は特異とは言えない。ただし、妻木は広島臨時仮議事堂でのボルト使用の効果を手刻み工程の大幅な簡略化による工期短縮と言明<sup>註8)</sup>していることから、躯体補強の他にその意図があったと推測できる。

こうした庁舎の様式は「木造西洋館」とされる。「西洋館」は「西洋造」などと並んで前稿<sup>註22)</sup>で整理した「西洋形」の類語とされ、洋風の外観に和式構法の組み合わせはまさにその理解に合致する構成である。明治前中期に集中し、その後の学士建築家の台頭と体系的な洋式技術の普及に伴って減衰したものと考えられていた様式概念だが、地方での材料調達と施工に配慮した上で標準化を進める現実的な手段とされ、数度の改組を経ながらも大蔵省営繕組織内で定型化していたことが窺える。

### 3-4. 上下等級への展開

赤穂の三等庁舎の意匠を阪出、三田尻の外観写真との比較を交えて論じた川島智生は、外観の意匠性こそがその建物の重要さを推し量る尺度になったと述べた上で、細工の自由度の高さと意匠の濃密さを木造故のものと同指摘<sup>註23)</sup>する。上位庁舎の平面隅部は二階建ての塔屋で、その基部には玄関が設けられたこともあり集中的に装飾が配され、四等以下の出張所庁舎との差異を強調する効果を上げている。上階に置かれた監視課室と取調室の利用実態は不詳だが、出張所には無い機能を担ったことは室名称や装飾(写真3)から窺え、名実ともに上位庁舎を特徴付けている。さらに、赤穂や尾道の庁舎外壁には見られない一、二階間の胴蛇腹(コーニス)が、より上位の阪出と撫養、三田尻では部分的に視認できることから、平面の拡張に加えて装飾の段階的な付加によっても等級差を表現したと考えられる。足立は網干と赤穂の両庁舎の玄関廻りの装飾を比較して、前者は後者を簡素化したものと評する<sup>6)</sup>が、平面形の基準が六等であることと建設年の前後から推して順序が逆であろう。加えて、赤穂の郷土史研究では、玄関脇のイオニア風木製円柱(写真2)や事務室天井のメダイオンなど様式主義的な細部装飾について大熊喜邦の関与を指摘<sup>7)</sup>する向きもあるが詳細は不明であり、今後の史資料の探索と慎重な検証が待たれる。

七等・八等の下位庁舎では各室が縮小される他、応接室が除かれ公衆室が実質的に廊下に類した位置付けとされており、接客空間の省略が顕著である。さらに下級の等外庁舎に関しては、秋穂二島の調査記録<sup>3)</sup>に依る他無い。戦後長く民家として使用され必ずしも原状を留めているとは思えないが、洋風の装飾要素は見られず、平面形状からしても単純に七等、八等庁舎の延長上に計画されたもので無いことは窺い知れる。ただし、渡廊下で接続される文書庫は他等級と同等のものである。

## 4. まとめ

以上、本研究では塩務局所の営繕における標準化の手法について、庁舎の等級区分を手がかりに、平立面の構成、構法及び細部意匠など各点からその全容を整理した。また、ほぼ全等級の庁舎の外観写真を網羅的に蒐集し、今後の基礎資料として一覧に纏めた。

### 4-1. 等級区分と標準化の手法

「塩務局所新営工事」における庁舎の等級区分は、仮工事の工期遵守が評価されたためか、基本的にこれを踏襲する。局所内の施設構成や配置、庁舎内部の室構成と矩折型の平面形状など計画の概要は同様であり、構法と外観の装いを中心に刷新されている。とくに、まず六等庁舎の平面が計画上の基準として用意され、七等・八等と併せて出張所の整備が優先された点、その後下位庁舎の平立面を拡充し内外装の装飾要素を適宜加える形で局

用の上位庁舎が計画された点を施設供給上の特徴として挙げた。また、現存遺構の間取りとの比較により、『年報』掲載図を反転させた変型平面の存在や小割りされた室の一体化など修正が加えられた可能性を指摘した。

なお、等級区分との関連は薄いですが、保守的な在来方式の架構と表面的な洋風意匠とから成る庁舎の様式「木造西洋館」もまた、同様に施設供給の観点から理解できる。ことに、小屋組を始め隠蔽部の和式構法の採用が、設計者の洋式構法への理解不足によるものではなく、地方での施工を考慮した際の費用対効果に優れた標準化の一方策として選択されたことに留意する必要がある。

### 4-2. 標準設計の類例と課題

営繕対象の施設群を数段階の等級に区分し、それぞれが満足すべき性能や意匠的な体裁を階層的に設定することで施設供給の迅速化や合理化を図る標準設計の手法は、当然ながら大蔵省臨時建築部による専売関連の営繕に固有のものでは無い。ここで詳述はしないが、中央集権化を推進するための社会基盤として多量の施設供給を要請された戦前期の官主導の営繕と関連付けて語られることが多い。とくに駅舎(停車場)建築に関しては、等級区分制度によって設計標準化の対象範囲が定められたことから、施設供給の実相を把握するための基礎的な要素として理解される。明治後期から昭和戦前期にかけて都度、標準図や仕様の改訂が重ねられたこともあり、その変遷を辿ることが可能となっている。

翻って専売関連の営繕を見ると、制度施行前後の集中的な施設供給の後には個別の修繕や増改築、更新に終始したようで統一的な標準仕様の改訂の記録は残っていない。事実、塩務局所と煙草製造所の新営後、臨時建築部は大臣官房臨時建築課に縮小され、妻木も部長から顧問に退いている。従って経時的に標準化の展開過程を観察することは難しい。また、『年報』には現場常駐の督役員と本部から随時派遣の監督という監理要員は逐一記録されるが、設計や製図の担当者には言及が無い。そのため、平面や立面の構成、細部意匠がどの程度特定の個人の趣向や意図を反映したものかについては現状では不確定とせざるをえない。その点に関しては、営繕組織の編成や人材個々の経歴、在籍期間とその間の計画建物などから間接的に論証する他無く、今後の検討課題としたい。

## 謝辞

東京電機工業株式会社の諏訪芳一会長・良介社長には同社所有の網干の建物調査において、小松志佐の遺構及び資料調査では周防大島町教育委員会の皆様にも多大な御協力を頂いた。貴重な写真資料を拠出頂いた新居浜市多喜浜公民館・浅口市寄島郷土資料館・防府市立防府図書館の皆様、現地での実測を補助頂いた山内彩友美(堀研究室OG)と石田尽(農学部OB)の両氏、各位に深謝致します。

## 註

- 1) 正保 2 (1645) 年の赤穂新浜開発を皮切りに、瀬戸内海沿岸の十ヶ国が本邦の製塩の中心となった。遠浅の砂浜の干満差を利用した入浜式塩田は労働生産性に優れ高品質な塩を産出した。対して、干満差の小さい日本海側や波浪の荒い太平洋側では、人力で海水を汲み上げる揚浜式塩田が多く築造された。
- 2) 本稿では、第一から五のうち、塩務局施設の営繕に関して記載される第一・二・四を中心的な依拠資料とする。なお、各巻の発行年月は以下の通り。  
第一：明治 42 (1909) 年 3 月／第二：明治 43 (1910) 年 4 月／第三：明治 44 (1911) 年 3 月／第四：明治 45 (1912) 年 7 月／第五：大正 6 (1917) 年 3 月
- 3) 崎山俊雄・飯淵康一・永井康雄：近代日本の住宅建築における標準設計の成立過程に関する研究～海軍省官舎建築を例に～、日本建築学会計画系論文集, No. 542, pp. 213-220, 2001 年 4 月。では、同様の理解に基づいて居住者の階層性に着目して官舎建築の平面計画の成立過程を整理する。「等級区分」への直接の言及は無いが、標準設計の手法に関する優れた先行研究であることから、本稿もこれに倣った。
- 4) 括弧内の所在地名はいずれも現在のもの。その他、2000 年代以降に取り壊された出張所遺構に、石巻（渡波）・秋穂二島・波止濱・岡山（伯方）がある。石巻（渡波）は庁舎・塩倉・文書庫が漁業倉庫となっていたが、2011 年東日本大震災によって大破し全て除却された。現在、一部部材がせんまや街角資料館（岩手県一関市）に保管される。秋穂二島は参考文献 3) では「旧三田尻塩務局長浜出張所（現 大楽邸）」として紹介されるが、2006 年に解体。波止濱は造船会社の会議室に、岡山（伯方）は浦戸取扱所と改称後 JA の職員宿舎に転用されたが、いずれも 2013 年頃解体された。
- 5) 筆者撮影。小松志佐のみ西山亜香里の撮影提供。
- 6) 筆者作成。
- 7) 参議院ホームページ「仮議事堂～現在の議事堂が建てられるまで」（<https://www.sangiin.go.jp/japanese/70/70-1.html>, 2020 年 10 月 1 日閲覧）より転載。
- 8) 妻木頼黄：廣島に於ける假議事堂に就いて、建築雑誌, No. 107, pp. 295-313, 造家学会, 1895 年 11 月
- 9) 参考文献 4) には同一の表が『臨時建築部年報 第一・二』の集計によるものとして掲載されるが、内容的に齟齬があり正しくは『塩専売史』の引用と思われる。
- 10) 仕様書では「ドイツ下見」や「南京下見」といった表記はされないが、「和洋二式ノ下見板張」を使い分ける旨が明記される。
- 11) 日本専売公社四国支社塩事業部 編：塩田のおもかげ, 1973 年 3 月, 巻頭「上荷船と坂出地方専売局庁舎」
- 12) 「三田尻塩務局（明治 42 年頃）」, 防府市立防府図書館蔵。
- 13) 西田素康 編：写真集明治大正昭和 鳴門, 国書刊行会, 1985 年 6 月, p. 47 「78 撫養塩務局（撫養専売支局）」
- 14) 財間八郎・朝井柁善 編：写真集明治大正昭和 尾道, 国書刊行会, 1979 年 3 月, p. 72 「113 尾道の塩専売局」
- 15) 太田雅慶 編：写真集明治大正昭和 竹原, 国書刊行会, 1985 年 5 月, p. 67 「131 専売局竹原出張所」
- 16) 絵葉書「渡波鹽務局 THE ENMUKYOKU, WATANOHA」（高長書店発行, 大正中期中以降）, 筆者蔵。
- 17) 浅口市寄島郷土資料館所蔵。背景は流下式塩田。
- 18) 新居浜市多喜浜公民館より提供。撮影年代不詳。
- 19) 絵葉書「伊豫國波止濱鹽務局」（発行者不明）より抜粋, 筆者蔵。外壁には押縁が見られ立面構成も他と異なる。
- 20) 橘正 編：写真集明治大正昭和 下松, 国書刊行会, 1985 年 5 月, p. 12 「専売局下松出張所 I」
- 21) 岩崎光 編：写真集明治大正昭和 指宿, 国書刊行会, 1981 年 1 月, p. 66 「131 専売局喜入煙草収納所」
- 22) 西山雄大・末廣香織：葉煙草専売所の営繕における「西洋形」の意味について, 都市・建築学研究, 九州大学大学院人間環境学研究院紀要 第 38 号, pp. 9-16, 2020 年 7 月
- 23) 川島智生：醸造家と建築④ 赤穂塩務局庁舎 - 塩業の近代化遺産 -, 醸界春秋 No. 70, 醸界通信社, pp. 37-42, 2001 年 11 月

## 参考文献

- 1) 大蔵省百年史編集室 編：大蔵省百年史, 大蔵財務協会, 1969 年 1 月
- 2) 向井覚：建築標準設計のシステム, 鹿島出版会, 1971 年 4 月
- 3) 山口県教育庁文化財保護課 編：山口県の近代化遺産 - 山口県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書 -, 山口県教育委員会, 1998 年 3 月
- 4) 足立裕司：旧赤穂塩務局庁舎と大蔵省臨時建築部について, 日本建築学会大会学術講演梗概集（北海道）, pp. 443-444, 2004 年 8 月
- 5) 大成経凡：しまなみ海道の近代化遺産 - 足跡に咲く花を訪ねて -, 創風社出版, 2005 年 1 月
- 6) 兵庫県教育委員会事務局文化財室 編：兵庫県の近代化遺産 - 兵庫県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書 -, 2006 年 3 月
- 7) 赤穂市立民俗資料館（館長 久保良道）編：赤穂市立民俗資料館 90 年の歩み, 2001 年 3 月
- 8) 愛知県幡豆郡吉良町教育委員会 編：吉良の塩田 - 幡豆郡の製塩業に関する調査報告 -, 2011 年 3 月
- 9) 西山雄大：煙草・塩の専売制度創成期における建築計画, 日本建築学会大会学術講演梗概集（北陸）, pp. 625-626, 2019 年 9 月

（受理：令和 2 年 10 月 26 日）